

2021年3月1日

関係各位

富士急行株式会社

山梨県に対する訴訟提起について

本日3月1日、弊社は山梨県（以下「県」）に対して賃借権存在確認と債務不存在確認を求め、訴訟を提起するとともに、仮処分を申立てを致しました。

賃借権存在確認については、弊社が県より賃借している山中湖県有地について県は契約が違法無効であり、現在賃借権が存在しないと主張しています。そのため、弊社は現賃貸借契約に基づき賃借権が存在することの確認を求めています。

さらに、県は弊社に不法行為に基づく損害賠償債務或いは不当利得返還債務が存在すると主張しておりますので、併せて、そのような債務は存在しないことの確認も求めています。

加えて、一部報道によれば、県は、転借人に対して直接連絡を取ることを予定しており、さらには、県が転借人と個別契約を結ぶことも考えられると表明したとのことですので、弊社の別荘事業に対する妨害を予防するために、本訴と併せて、弊社が賃借権を有することを仮に確認し、県による弊社の別荘事業に対する妨害行為を差し止める仮処分命令の申立ても行いました。

長年にわたり県との間で賃貸借契約を締結し、信頼関係を構築してきた中、今般弊社が訴訟提起に踏み切らざるを得なかった経緯は以下のとおりです。

弊社は、賃貸借契約に基づき3年ごとに賃料改定を行ってまいりましたが、本年4月に行われる予定の賃料改定につき県から一向に連絡がなかったことから、2月5日付で県の担当窓口に対して賃料改定の予定があるのか、お伺いを提出致しました。これに対し、県からは、県の代理人弁護士を通じて、2月17日付で、「現在行われている住民訴訟において主張している通り本件土地の貸付は地方自治法237条2項に違反するものと考えている。」「本件土地の貸付は違法無効であり、賃料改定のご相談には応じることができない。」「貴社が、適正な賃料でもって新たに本件各土地を賃借する意向があればしっかりとご相談させていただく。」「以上について山梨県から転借人の方々に説明する必要があるので、転借人の連絡先リストを提供して欲しい。」「尚、何らかの法的理由により、本件各土地の貸付が有効とされる場合、20億1,157万円に増額する。」などと記載された内容証明郵便による「回答書兼通知書」なる書面を受領致しました。

この書面は、賃貸借契約が有効であることを前提とした賃料改定に関する協議の申し入れとは到底考えられず、賃貸借契約が無効であるという県の主張を弊社が受け入れない限り協議には応じないというご趣旨と理解致しました。弊社といたしましては、長年

にわたり弊社との間で賃貸借契約を締結してきた県が、従前の立場を突如翻して、このような強硬な書面を送付してきたことから、やむなく県側と賃料改定につき協議することを断念せざるを得ませんでした。

今回、県代理人からの「回答書兼通知書」を受領するに至り、弊社と県の主張の違いは明白になったことから、弊社の権利及び転借人の方々の権利を守るべくやむを得ず、本日、甲府地方裁判所に訴状及び仮処分命令申立書を提出した次第です。

本賃貸借契約は弊社と県の双方合意の下、適正な手続きに則って締結されており、賃料についても県のルールに則って公正なプロセスを経て決定されてきました。

本来これまでのルールを変更するのであれば、県内部で十分な議論が行われた上で、まずは契約当事者である弊社に対して協議の申入れがあつて然るべきであり、これまで契約・ルールを遵守してきた弊社としては、話し合いにも応じて頂けず、一方的に責められている現状に大変困惑しております。

また、住民訴訟における裁判所の審理や県議会での検証についても未だに結論が出ていない状況で、県は一方的に本賃貸借契約が違法無効であると通知してきており、弊社としては大変遺憾です。

尚、県が転借人の方々に直接説明したいとの意向を示している点について、弊社としては、転借人の方々に無用の混乱を招くものであつて、弊社の事業活動に対する不当な干渉であると考えております。そのため、弊社代理人を通じて、県に対して、転借人の方々の連絡先リストの提供は固くお断りをさせて頂きました。また、県に対しては、転借人の方々へ直接連絡を試みることは慎んでいただくよう強くお願いを致しました。

転借人の方々に対しては、弊社より、本件の経緯についてご説明する文書を順次発送しており、万が一にも県から通知を受領したとしても、特段ご対応頂く必要はない旨をご案内させて頂いております。

司法判断を待たずに一方的かつ不合理な主張に基づき弊社の賃借権を無視した対応をとる県の姿勢は、極めて不当であると考えております。本訴訟において公平公正な司法の判断が下されることを期待しております。

以 上

報道関係の皆様からのお問い合わせは
富士急行株式会社 総務部
電話：0555-22-7113

別荘オーナー様からのお問い合わせは
株式会社富士急リゾートアメニティ
電話：0555-62-2290 または 0555-62-6657
Mail：info-yamanakako@fujikyuu.co.jp